

65年体制と日韓社会運動：試論的考察

平井，一臣
鹿児島大学：名誉教授

<https://hdl.handle.net/2324/7432736>

出版情報：韓国研究センター年報. 25, pp.37-46, 2025-03-21. Research Center for Korean Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



65年体制と日韓社会運動

——試論的考察——

平井 一 臣*

1 はじめに

日韓基本条約の締結により成立した1965年体制は、日韓の間にとりあえず「通常の」国家間関係が成立したことを意味するものであった。相互に大使館を置き、人の往来や経済交流も、「通常の」国家間のルールを前提になされるわけである。しかし、今日のように多くの市民が相互に自由に往来する状況になったわけではなかった。日韓の社会運動においても、1965年体制が即相互の交流を促したわけではなかった。むしろ日韓双方の社会運動にとって、1965年体制は、運動が展開される空間を規定する枠組みとして作用し、あるいはまた、運動が課題設定を行う際の認識に影響を与えるものであった。後述するように、1965年体制の発足は、日韓の社会運動間の距離ないし差異を浮き彫りにするものであり、65年体制の変容過程のなかで日韓の社会運動間の連携や協力が生まれていくことになった。

以上の見通しを前提にして、本稿では、日韓の社会運動から見た1965年体制の意味を検討することとする。

本稿の問題意識をもう少し説明しておこう。

周知のとおり、日本の社会運動が韓国問題に本格的に関与するようになったのは、1973年8月8日に発生した金大中拉致事件からであった。当時の社会運動の担い手にとって、この事件がもった衝撃がどのようなものだったのか、日韓の市民運動間の連帯運動で重要な役割を果たした和田春樹のケースを見

てみよう。彼は、最近出版した回想録のなかで、金大中拉致事件発生の日について、次のように記している。

「1973年8月8日の夕方、私は浜松町の日赤本社の前にいた。民放50社が五月からやってきた「ベトナムの子らに愛の手を」の一億円募金キャンペーンがいよいよ終わり、民放連と日本赤十字社が南北平等と称して、募金の半額をサイゴンの赤十字に渡そうとしていた。私たちベトナム反戦市民運動の代表たちは、この年一月のパリ和平協定が、ハノイ・サイゴンの両政府と南ベトナム臨時革命政府の三者で調印されたことを尊重して、臨時政府を無視せぬよう、募金は三等分するように日本赤十字に申し入れるために集まったのだった。私がおの場に着くなり、ベ平連の吉川勇一氏が、途方もない事件が起こったことを教えてくれた。九段のホテル・グランドパレスから、韓国の政治家、元大統領候補・金大中氏が白昼暴漢に拉致されたというのである。

そのとき、私を含めて多くの日本人は金大中氏のことをよく知らなかった。ちょうどその日は、雑誌『世界』の発売日で、朝刊には刊行された九月号の広告が載ったところだった。私は帰途、書店で『世界』を買って、金大中氏と編集長・安江良介氏との対談「韓国民主化への道」を読んだ。¹⁾

このように記す和田は、次に引用する記述のように、彼自身に限らず、当時の市民運動関係者にとって、韓国問題への関心は希薄であったとも述べている。

1) 和田春樹『回想 市民運動の時代と歴史家 1967-1980』作品社、2023年、140頁。

* 鹿児島大学 名誉教授

「しかし平連も、初期にベトナム行きを拒否して韓国軍を脱走して、日本に密航してきた金東希を大村収容所から救い出し、北朝鮮へ送り出すと、それで問題は解決としてしまったのである。1969年8月には任錫均の入管行政に対する闘争がはじまり、任氏を支持する運動が京都でも東京でも起こった。私たちも『原点——差別をみとめる 第一号』なるリーフレットを出し、問題提起をした。だが、それだけにとどまった。韓国の現状に対する関心には結びつかなかったのである。その意味では、ベトナム反戦市民運動は日韓条約締結後の日韓関係について目を向けることなく展開されていたと言わなければならない。」²⁾

実際、和田の回想が示すように、多くの市民運動関係者が韓国問題に関心を向け、それだけではなく、実際に日本側で日韓連帯の社会運動を本格的に展開し始めたのは、金大中拉致事件以降だった。しかし、金大中拉致事件以前の時期において、日本の社会運動関係者のなかで韓国問題に対する関心が全くなかったわけではないし、むしろ、60年代以降、徐々に韓国問題への関心が広まっていたように思われる。たとえば、戦後日本における進歩的知識人や社会運動家のアジア問題に対する思想を検証したアヴニルは、60年代においてすでに進歩的な知識人の一部では、日韓関係や在日コリアンの問題を通して植民地支配に対する責任や日本の帝国主義に対する自己省察などが見られたと指摘している³⁾。しかし、一部の知識人層に限らず、社会運動それ自体の流れのなかにも、日韓関係における植民地支配や日本の帝国主義的支配に対する問題意識と結びついた動きがあったのではないか。70年代以降の日韓の市民運動間の連帯運動の歴史的な意味を考察するためにも、その前史である60年代の社会運動の動向を精査することは不可欠な作業だと考える。そして、この問題にアプローチする際に、重要な意味をもっているのが1965年体制の成立とその影響という問題である。

2) 同上、103頁。

3) Simon Avenell, *Asia and Postwar Japan: Demineralization, Civic Activism, and National Identity*, Harvard University Asia Center, 2022.

以上のような問題関心を前提として、本稿は、1965年体制が日本の社会運動における韓国問題への関心と取り組みに与えた影響を中心に検討を試みるものである。

本稿の問題関心は、近年の関連研究に対して2つの意義を有すると考える。

一つは、日韓連帯に関する社会運動史研究に対する意義である。日韓連帯に関する日本の社会運動史研究においては、近年具体的な運動の展開に即した研究がなされてきている⁴⁾。それらはいずれも戦後の日韓連帯運動の実態に光を当てた優れた研究であるが、本論文が扱う時期、つまり前史については必ずしも十分な注意が払われていない。また、社会運動の実態に即した優れた分析が試みられている一方、それら社会運動が展開するうえで前提となった政治的枠組みについての視点が明確ではない。本稿は、70年代以降の日韓連帯運動の前史を取り上げるとともに、社会運動が展開される前提となった政治的枠組み、すなわち65年体制との関連に着目するものである。

もう一つの意義は、戦後日本の社会運動史における60年代と70年代の関連という問題について検討することである。戦後日本の社会運動については60年代の社会運動の高揚から70年代の停滞、拡散へといったイメージで捉えられる傾向が強いが、60年代から70年代への連続と断絶という視点が必要ではないか、というのが筆者の問題関心である。また、アジアへの関心が希薄であった日本の社会運動が、70年代に入りアジアへの関心を高めていったと言われるが⁵⁾、その実態はどのようなものだったのか、と

4) たとえば、趙基銀「民団系在日朝鮮人の韓国民主化運動：「連帯」の中の「分断」」博士論文（東京外国語大学）、2014年、大和裕美子『長生炭鉱水没事故をめぐる記憶実践——日韓市民の試みから』花書院、2015年、金孝淳（石坂浩一監修、翻訳）『祖国が棄てた人びと——在日韓国人留学生スパイ事件の記録』明石書店、2018年、李美淑『「日韓連帯」の時代：1970-80年代のトランスナショナルな公共圏とメディア』東京大学出版会、2018年、林貞和（研究ノート）「70年代初期のキーセン観光反対運動の再考——キーセンへの眼差しに着目して」大阪公立大学女性学研究中心『女性学研究』第30号、2023年4月、山口祐香『「発見」された朝鮮通信使：在日朝鮮人歴史家・辛基秀の歴史実践と戦後日本』法律文化社、2024年。

いう点についても、本稿では視野に入れておきたい。

以上のような従来の研究との関連を踏まえながら、以下では、65年体制発足以前、65年体制の発足、65年体制発足以後の三つの区分に即して、日本における日韓連帯運動につながる動向を検討することとする。

2 65年体制発足以前

1965年の日韓基本条約締結以前の時期は、言うまでもなく日韓間に通常の国家間関係が成立していない時期であった。そのため、日本から韓国へ渡ることのできるの、ごく限られた例外的な人びとに限られていた。日韓国交正常化交渉にあたった政治家や外交官はともかく、それ以外で日本から韓国へ渡れたのは、報道関係者、貿易関係者、キリスト教関係者などであった。ここでは、後の社会運動との関連で重要な役割を担った、キリスト教関係者の動向を取り上げる。また、後にベ平連（ベトナムに平和を！市民連合）で代表を務めることとなる小田実も、韓国政府の招待を受けて1963年に渡韓している。小田の渡韓についても、ここでは取り上げることにしたい。

(1) キリスト教関係者

キリスト教関係者の韓国との関わりは、非常に早い時期から確認できる。たとえば、朝鮮戦争期に日本聖書協会は韓国の教会に対して朝鮮語聖書を送付し⁶⁾、日本キリスト教協議会（NCC）は、難民救済運動を行っている⁷⁾。ただし、この時期の日本のキリスト教関係者のこうした取り組みは、日本からの一方的なものであり、双方向的なものではない。

日本のキリスト教関係者が韓国のキリスト教関係者との双方向的な交流を模索し始めるのは1960年代

に入ってからである。こうした動きの背景には、キリスト者の教派を越えた運動を目指すエキュメニカル運動の影響の拡大があった。世界教会協議会（WCC）が中心になって展開したこの運動により、会合等での日韓のキリスト者間の接触の機会も生まれ、教会間の交流の試みも始まった。

たとえば、1962年4月25日から5月5日までソウルで開催された東アジアキリスト教協議会（EACC）主催の青年指導者養成会という催しには、雲南坂教会の岸本和世牧師が参加した。彼は帰国後に「私が接した人々は、個人的に日本人に対して好感を持っています。日本が占領していた頃のひどい経験は、たぶんわすれたのではなく、思い出したくないというのでしょうか。それだけに、日本人として私たちの誤ちについての責任をきびしく問われている思い」⁸⁾と述べ、すでに日本の加害責任について言及している。

また、高田馬場教会の尾山令仁牧師は、1963年秋に大邱にある韓国社会事業大学から招聘状を受け、「約一月にわたる謝罪の旅」⁹⁾を行っている。この時の訪韓がきっかけになり、彼は、60年代後半に堤岩里教会再建の取り組みを始めることになった。

また、日本側の組織的な動きとしては、日本キリスト教協議会が1962年4月に開催された総会後の常議員会で韓国NCCとの友好使節交換のために、日本キリスト教協議会総会議長武藤健、日本基督教団議長白井慶吉、雲南坂教会名誉牧師小崎道雄の派遣を正式決定した¹⁰⁾。しかし、その後教会関係者から延期要望の声があがり¹¹⁾、実際に派遣されたかどうかは不明である。

いずれにせよ、60年代に入り、日本のキリスト教

5) 道場親信「ポスト・ベトナム戦争期におけるアジア連帯運動」『岩波講座 東アジア近現代通史』第8巻、2011年。

6) 「朝鮮の教会」日本基督教団『教団新報』第2755号、1951年7月28日（富阪キリスト教センター編『日韓キリスト教関係史資料Ⅲ』（以下、『関係史資料Ⅲ』と略記する）新教出版社、2020年、18頁）。

7) 「韓国難民救済運動開始」『教団新報』第2773号、1951年12月8日（『関係史資料Ⅲ』、19～20頁）。

8) 「青年指導者養成会に出席して 岸本牧師韓国より帰る」『教団新報』第3308号、1962年5月26日（『関係史資料Ⅲ』、51頁）。

9) 尾山令仁「一つの謝罪運動 韓国堤岩教会焼打ち事件謝罪委員会の動き」『福音と世界』新教出版社、1970年12月号（『関係史資料Ⅲ』、338頁）。

10) 「韓国への使節正式決定 NCC 常議員会武藤議長ら三氏」『キリスト新聞』キリスト新聞社、第782号、1962年4月21日（『関係史資料Ⅲ』、73頁）。

11) 「代表訪韓を延期せよ 井上東神大教授ら14人 NCC に要望書」『キリスト新聞』第783号、1962年4月28日（『関係史資料Ⅲ』、74頁）。

関係者は、韓国の教会関係者との接触を可能とするチャンネルを増やしつつあったこと、そして、実際の接触のなかで、日本の植民地責任についての問題意識も芽生えていたことが分る。

こうしたキリスト教関係者の接触・交流のなかで重要な役割を果たしたのが、在日コリアンの教会組織である在日大韓基督教会である。同教会の牧師である李仁夏は、1963年7月に韓国で行われた大学YMCA及びYWCAの夏季修養会に講師として参加するために訪韓している。帰国した彼は、「北での初期の共産政権治下の経験と動乱の悲劇を経験している故に、共産主義には反対の姿勢がどうしても強い。日本の多くのキリスト者は韓国の教会の反共主義に批判的である」が、「動乱後十年たっている今日の韓国のキリスト者達が、激しいまでの感情的反共論から脱皮しつつある」¹²⁾として、韓国のキリスト教会関係者における反共主義の希薄化を指摘し、さらに、韓国の教会の多くが「キリスト者はこの世の出来事に関与すべきでないという極端な彼岸的な逃避的姿勢」「教派分裂の争いをも内にもっている」ものの、「しかし、若いキリスト者の中には、教会の革新と一致を目指して真剣に取り組んでいる群もある」¹³⁾として、韓国キリスト教会関係者の一部が社会問題に積極的にかかわり始めていることを紹介している。李仁夏のこのレポートは、社会問題に対する関心を共有することを通じた日韓キリスト教者間の連帯の可能性を示唆するものであった。

(2) 小田実の訪韓

ベ平連の代表を務め、1970年代には日韓市民連帯運動に積極的にかかわることになる小田実もまた、日韓基本条約締結以前に渡韓した人物の一人である。

1963年の小田の渡韓は韓国政府からの招聘によるものだった。韓国政府からの招聘は突然のことだったようだ。その時の様子を小田は次のように述べている。

「私は電話のベルで起された。電話の主は、少し

訛りのある日本語で『こちらは韓国公報部ですが、あなたにお話ししたいことがあるのです』と告げた。話の内容は、私を韓国の独立記念日、つまり『八月十五日』の式典に招きたい、そのあと韓国を十日間にわたって見ていただきたいというのであった。」¹⁴⁾

この時の韓国政府は、言うまでもなく朴正熙政権であり、2年前に軍事クーデターによって権力を掌握したばかりだった。そのため、韓国政府からの連絡に小田は戸惑いを感じはしたが、次のように条件付きで韓国政府の求めに応じた。

「『軍事政権』の招きに応じることは、私にとって一つの決意であった。帰国後、私は見、聞き、思った通りのことを書き、述べるだろう。私はそんなふうに念を押した。もちろんけっこうです、という答が返って来た。十日間ののち、ひとりでぶらぶらしたい、いいか——よろしいです、と公報部の人は答えた。後者は実際その通りになった。十日間ののち、私は二十日間、韓国にいて気ままなぶらぶら旅行を試みたが、一切の行動は完全に自由であった。」¹⁵⁾

小田の目に映った韓国は、どのようなものだったのか。彼は次のように記している。

「韓国が外国であることをアタマでは理解しながら、私もやはり心のどこか韓国を日本と同じようなものだと無意識的に理解していたのであろう。実際の韓国は私の予想以上に外国であった。そして、それも、もちろんヨーロッパかどこかの古い国ではなくて、アジア・アフリカの新興国の一つだった。」¹⁶⁾

韓国は「アジア・アフリカの新興国」というのが彼の韓国像だった。この認識には、先進国ではなく、後進国としての韓国というイメージを内包するものではあるが、しかし、より重要なのは、北朝鮮と比べた次のような認識である。

「私が日本にいたとき、韓国ということばから受けた印象は決して『新しい国』というそれではなかつ

12) 李仁夏「韓国を訪ねて」基督教共助会『共助』1964年1月号（『関係史資料Ⅲ』、97頁）。

13) 同上、同頁。

14) 小田実『壁を破る——世界のなかの体験と思想』中央公論社、1964年、160頁。

15) 同上、161頁。

16) 同上、162頁。

た。いや、これは、私のみではないのだろう。『朝鮮人民共和国』ときくと、人はなんとなく生氣発刺たる新興国のイメージを思い浮かべるのに、『大韓民国』という名は、何やら古ぼけて腐敗した、アタマの古い政治家がよってたかって汚して来た国のような印象をあたえて来たようだ。軍事政権の出現は直接に二・二六事件とそれにつづく日本の悪夢の時代を私たちに思い起させ、朴正熙、金鍾泌両氏と大野伴陸氏、あるいは某機関との結びつきは、私たちに、韓国が新興国であるという事実を忘れさせてしまう。」¹⁷⁾

つまり、当時の日本においては、北朝鮮に対しては急速な経済発展の途上にある新興社会主義国家というプラスのイメージが広がっていたのに対して、韓国は政情が不安定であり（1960年4月には反政府の世論の高まりのなか李承晩が失脚、その翌年には軍事クーデターによる朴正熙政権が成立）、軍事独裁政権下の重苦しく暗いイメージで捉えられる傾向があった。その意味では、韓国もまた新興国の一つであり、それ以上でも以下でもない、という小田の見方は、当時の日本社会での一般的な見方とは異なり、冷めた視点で韓国を見ようとしていたと言える。

しかし、この時の小田は、植民地支配とその責任については、深く掘り下げていない。小田は、「私が気になって仕方がないのは」、「韓国の問題を論じるとき、考えるとき、ともすれば私たちが問題を日本対韓国の視点だけにしぼってしまう」と述べ、そこには「すまなかった、とただもう罪の意識」と「連中に対していいことをしてやった」という二つの意識、態度が「日本人の内部で必ずしも分離してなくて、二つがゴチャゴチャに混在していて、罪の意識の底にその横柄さがチラリと見えたり、逆に、罪の意識のゆえに、日本が朝鮮の近代化をなしえた、放っておいてみる、朝鮮の近代化はずっとおくれただろう、というきわめて刺戟的な結論にまで飛躍する」というアンビバレントな感情に縛られていると指摘する¹⁸⁾。そして、ここから小田は植民地支配に対して向き合うのではなく、「新しい視点」が必要

であるとし、「アジア・アフリカに数多く生まれた新興国の一つとして見る」ことを提起する¹⁹⁾。この訪韓からわずか2年後に小田はベ平連の代表になり、そしてその翌年の日米市民会議においては日本人の戦争責任についての加害の論理を提起した²⁰⁾。しかし、小田の訪韓記を読む限り、60年代前半の小田にあっては植民地支配に対する掘り下げた考察は見られないのである。さらに言えば、60年代中盤における加害の論理の提起においても、植民地支配への視点は希薄であった。

3 65年体制成立の含意と日韓の社会運動

1965年に日韓基本条約及び4つの協定が結ばれたが、これに対して日韓双方で反対運動が繰り広げられた。とくに韓国での反対運動は非常に激しいものとなり、朴正熙政権は1964年に戒厳令を宣布するまでに至った。ここでは、日韓双方の社会運動についての65年体制の意味という観点から、日韓基本条約締結=65年体制発足が日韓の社会運動に対して有した含意を整理しておきたい。以下の4つの含意について、日韓の社会運動間の差異やズレを検討することにしよう。

- ①正当性を付与された政府としての韓国の認知
- ②アメリカの東アジア戦略
- ③日本による植民地支配をめぐる対立と曖昧な処理
- ④日韓双方の国益の追求

第一の含意から見ていこう。日韓基本条約締結は、正当性を有する政府として韓国政府を日本政府が認定したことを意味していた。実際の条約交渉においては、朝鮮半島における「唯一の正当な政府」であることを要求する韓国と、条約上はそれを曖昧にしたい日本との間に対立はあった。しかし条約成立は、

19) 同上、208頁。

20) ただし、日米市民会議における小田による加害の論理が与えた影響は大きかったが、すでにそれ以前から運動関係者の間では加害の論理について言及されていた。この点については、拙著『ベ平連とその時代——身ぶりとしての政治』有志舎、2020年、94～95頁を参照されたし。

17) 同上、185頁。

18) 同上、204頁。

少なくとも韓国政府が正当性をもつ政府である点についての日韓間の合意が成立したことを意味した。日本における日韓基本条約反対運動の基本的な関心の一つはこの点にあった。すなわち、条約成立は、軍事クーデターにより成立した朴正熙政権に正当性を付与し、朝鮮半島における北と南の2つの政府のうち片方だけを認めることを意味した。それは朝鮮半島における分断の固定化につながると受け止められた。朴正熙政権の正統性の弱さ及び朝鮮半島情勢に与える影響が反対運動の論拠となった。

朴正熙政権批判という主張は、韓国側の社会運動にも見られた。とくに、1964年に運動が拡大・激化するなかで、反対運動は、朴正熙政権への批判を強め、朴正熙の下野を求めるなど、反政府運動としての性格を強めていった²¹⁾。ただしその場合、朴正熙政権批判の根拠とされたのは、屈辱的なかたちで日韓交渉をまとめようとする朴正熙政権の外交姿勢に求められていた。条約交渉における朴正熙政権の姿勢はあまりにも妥協的であり、自主性、自立性を欠いているという民族主義的な主張が根本にあった²²⁾。朴正熙政権が日韓交渉を進める資格を有しないという点では日韓の社会運動の間の認識は共通していたが、政権批判の論理においては違いがあったと言える。また、日本の社会運動においては、韓国における社会運動と政権との厳しい対立関係が必ずしも視野に入っていなかった。この点について、韓国の民主化運動史は、厳しい指摘をしている。「日本の進歩勢力は、アジア・アフリカの民族解放運動を支持しながらも、韓国の政権と国民を区別せず、韓国の民族運動を軽視する傾向をもっていた」²³⁾と。

21) 韓国の民主化運動記念事業会編纂の『韓国民主化運動史』は、次のように説明している。「3.24示威に明らかのように、当初学生たちは自分たちの要求を平和線取引反対と日本資本の浸透糾弾のような屈辱的な韓日会談反対の水準で提起していたが、〔6.3示威〕以後、朴正熙政権の不正腐敗スキャンダルの相次ぐ露呈、学園査察の実相の暴露、そして民生苦のような経済的困難が加わり、反対の対象が屈辱的韓日会談から朴正熙政権自体に完全に移行した」（『韓国民主化運動史1（한국민주화운동사2）』（以下、『民主化運動史1』と略記する。） 들녘, 2009年、430～431頁。

22) 『民主化運動史1』、471頁。

23) 同上、475頁。

第一の含意とも関連して反対運動が問題視したのは、65年体制の実現に向けて日韓両政府に積極的な働きかけを行ったアメリカの存在だった。当時のアメリカは、64年夏のトンキン湾事件、翌年2月の北爆開始と、ベトナムとの戦争を本格化させつつあった。アメリカがベトナム戦争に注力するためにも、アメリカにとっては日韓関係の改善は極めて重要かつ早急に解決しなければならない課題だった。

実際、韓国における反対運動の激化と戒厳令宣布により中断していた日韓会談が、1964年末に再開に向けて動き出すにあたり、「9月下旬から10月にかけて、米國務省次官補バンディは、日本と韓国を相次いで訪問し、両国の高位関係者と連続会談を開催し、韓日会談妥結の重要性を強調」²⁴⁾するなど、アメリカは日韓両国に積極的に働きかけた。経済的には対韓支援の削減によるアメリカの負担減を進め、アメリカに代わる対韓経済支援国としての役割を日本が担うことが期待されていた。また、軍事面においては、韓国に対してはベトナムへの派兵、日本に対しては日米安保条約に基づく後方支援の役割の強化が期待されていた。こうした65年体制とベトナム戦争との関連性は、例えば、朴正熙政権が国会に韓日協定批准同意案とともにベトナム戦争戦闘兵派兵同意案を提出し（65年7月14日）、1日違いで国会本会議を通過させた（派兵同意案は8月13日、批准同意案は14日）ことにも象徴的に示されていた²⁵⁾。

こうしたアメリカ及び韓国政府の動向をめぐり、韓国の条約反対運動の主張には対米批判の要素が加わることになる。その場合の対米批判は、アメリカの外交姿勢が朴正熙政権延命のためになされるものであるという観点からなされた²⁶⁾。しかし、アメリカの対ベトナム政策への協力という観点からの朴正熙政権への批判は、わずかな例外を除いてほとんど起こらなかった²⁷⁾。ベトナム戦争においてアメリカ以外の参戦国中、韓国は最大規模の軍隊を派遣する

24) 同上、439頁。

25) 同上、458～459頁。

26) 同上、442頁。

27) 太田修『日韓交渉——請求権問題の研究』クレイン、2003年、291～292頁。

ことになるが²⁸⁾、厳しい反共政策のなかでアメリカのベトナム戦争政策とそれに対する朴正熙政権の協力姿勢を正面から批判することは困難だった。そのため韓国の反対運動における対米批判は、「屈辱的な」日韓交渉を促進しようとする朴正熙政権に対するアメリカの容認姿勢に向けられた。

日本の社会運動においても、対米批判が主張されたが、それは、60年安保闘争期における対米批判の延長線上にあった。65年体制はアメリカの東アジア戦略と深くかかわっていること、そのためアメリカの対東アジア戦略に日本が巻き込まれる危険、つまり日本の平和主義が危険にさらされるという認識が、条約反対の根拠の一つになったのである。しかし、同時期の日本におけるベトナム反戦運動と比較すると、日韓基本条約反対運動は大衆的な広がりや欠いていた。日韓基本条約締結が大詰めを迎えていた65年4月には、ベ平連が発足し、韓国で条約批准同意案が国会本会議を通過した8月14日には、ベ平連による徹夜ティーチインが開催され、同時並行してニューヨークタイムズへの意見広告運動が展開され大きな反響を呼ぶなど、ベトナム反戦運動の拡大が見られた²⁹⁾。こうした大衆的な広がりを促した要因のひとつに、かつての戦争経験とベトナム戦争を重ね合わせて捉える「二重写しの視点」があった³⁰⁾。しかし、そこでは植民地支配への反省という視点が抜け落ちていた。

第一と第二の含意に着目して日韓双方の反対運動を見た場合、韓国では政権による厳しい反共政策下での運動という条件もあり、朴正熙政権の「売国的な」外交姿勢に批判の矛先が向けられ、それは当時における韓国の自立的なナショナリズムの表出でもあった。一方、日本における反対運動は、65年体制を朝鮮半島の分断の固定化やアメリカの東アジア戦

略の展開のなかに位置づけ、戦後日本の平和主義を脅かすものという考えに重点が置かれた。しかし、植民地支配に対する視点が希薄であったため、日韓基本条約反対運動が大衆的な広がりを欠くことになった。

この点について、韓国の『民主化運動史』は次のように述べている。

「日本の平和と安全を重視しながら、結局日本の国益を優先する主張」であり、「ここには韓国国民の過去事と植民地主義の生産という主張が反映される余地はなかった」³¹⁾。

以上のように第一、第二の含意についての日本の反対運動の認識枠組みは、第三の含意である日韓の植民地支配に対する認識の相違と関連するものであった。植民地支配に対する認識の相違は、いわゆる請求権問題に対する日韓の社会運動の差異として端的に現れた。周知のとおり、国交正常化交渉における最大の難関が請求権問題であったが、1962年のいわゆる「金・大平メモ」により、賠償に代わって日本からの経済援助方式が採用されることとなり、交渉が大きく前進した。韓国の反対運動において朴正熙政権が進める交渉が屈辱的なものとみなされた最大の理由が、経済協力方式での合意を図った朴正熙政権の妥協的姿勢にあった。一方、当時の日本においては、一部の知識人を除いて、社会運動関係者の間でも日本の植民地支配に対する問題意識は希薄であり、さらに言えば「日本の国民は総じて日韓会谈について無関心」³²⁾だった。そのため、請求権問題に対する植民地支配責任の観点からの批判は十分に展開されることはなかった。

このような日韓の社会運動や世論のズレについて李仁夏は、「韓日国交正常化そのものに反対しているわけでない。この点が日本での社会党路線がいう反対とはニュアンスが異なり日本の対韓基本姿勢を問題にしている。過去の不幸な歴史に対する両国民の考え方に基本的くいちがいがある。韓日関係をむずかしくさせているのは、実にこの国民感情であ

28) 韓国のベトナム派兵問題をめぐって、近年ではベトナムにおける韓国軍による民間人虐殺事件が掘り起こされ、韓国社会に大きな衝撃が走った。この問題については、コギョンテ（平井、木村、山田、姜訳）『ベトナム戦争と韓国、そして1968年』人文書院、2021年、を参照されたし。

29) この時期のベ平連については、前掲、拙著、67～85頁を参照されたし。

30) 同上、28～30頁。

31) 前掲『民主化運動史1』、475頁。

32) 吉澤文寿『戦後日韓関係——国交正常化をめぐって』クレイン、2005年、282頁。

る」³³⁾と指摘している。日本の社会運動や日本国民における植民地問題に対する問題意識の希薄さは、「安保を人質として歴史を殺してきた」³⁴⁾65年体制の成立を許す要因の一つであったと言えよう。

次に、国益追及という第四の含意について言えば、朴正熙政権は、クーデターという手段によって権力を掌握したがゆえに、政権の正統性が脆弱であり、そのため急速な工業化による経済発展を通して政権の基盤を安定させようとした。日本からの資金提供は政権の安定化のために重要なものであり、賠償と言う名よりも経済的支援という実を取ったのである。一方日本は、高度経済成長の最中であり、日本企業は海外への進出を本格化させつつあった。韓国を含むアジア諸地域は日本企業の進出先として重要視されたのであった。

65年体制に込められた国益追及という点に対しては、韓国における反対運動の方がより鮮明に問題視していた。すなわち日本からの経済支援に依存する朴正熙政権の近代化路線は、『『自主』や『民族主体性』が除去された『自立』、すなわち『経済成長第一主義』に矮小化された』³⁵⁾ものにすぎないという批判が向けられたのである。それだけではなく、日本企業の進出は、新たな植民地支配の開始ではないかという歴史認識とも結びついて捉えられていた。

この問題について日本の社会運動においても、社会党や共産党が65年体制を日本の独占資本の韓国進出、日本の帝国主義的な侵略という文脈でとらえていた。しかし、こうした主張は支持母体である労働者層に対してすら浸透しなかった³⁶⁾。

以上のように、65年体制の4つの含意について見た場合、いずれについても、日韓の社会運動には認識の違いが存在していたことが確認できる。

4 60年代後半の日本の社会運動と韓国問題

すでに指摘したように、70年代以降のポスト・ベトナム戦争の時期に、日本の社会運動はアジアへの関心を深めていったと言われる。しかし、65年体制がスタートした60年代後半の時期に、個別的ではあるが、具体的な活動を通して韓国を含むアジアの問題に接近する動きは始まっていた。これらの動きのなかで、韓国問題に向かう認識枠組みが準備され、70年代以降の運動の担い手が育ち始めていたのである。65年体制の発足は、少しずつではあるが日韓両国の人的交流を促すうえで大きな意味を持っていた。

国交正常化への動きを受けて、本格的な組織間の交流に着手したのがキリスト教関係者だった。1965年9月25日～28日にソウルで開かれた「韓国基督教長老会第五十回総会」に、日本基督教団総会議長の大村勇が招かれた。しかし、大村のビザがなかなかおらず、24日の出発が25日午後にならざるに終わった。通訳として李仁夏が同行した。総会では「午後の会議で地方議員の中から、日本基督教団の代表を迎えてあいさつを受けるということに対して、反対意見が出て、議場は混乱におちいった。」³⁷⁾

大村は、1940年まで何度か韓国に行った経験があったが、戦後は初めての訪韓となった。そして「当時はもっぱら日本人の社会、日本人の教会だけの訪問」だったが、「今回はじめて、韓国人と出会い韓国の教会を知った」という。彼は「韓国教会が求めているのは、儀礼的謝罪ではなく、日本の教会の今後の姿勢である」、「愛と尊敬とをもって、一対一で話し合うことを求めている」とし、「日本基督教団は、今後日韓問題を重点施策のひとつにしてゆきたい」と述べている³⁸⁾。

帰国した大村は、その後、在日大韓基督教会との協力、韓国三教会の代表者の日本招待の準備を進めた。後者については、65年12月7日に、韓国基督教長老会、大韓イエス教長老会、基督教大韓監理会の

33) 李仁夏「韓日協定と韓国教会 国交正常化を願いつつも」『福音と世界』第950号、1965年8月14日（『関係史資料集Ⅲ』、78～79頁）。

34) 権赫泰『平和なき「平和主義」——戦後日本の思想と運動』法政大学出版局、2016年、19頁。

35) 前掲『民主化運動史1』、471頁。

36) 吉澤、前掲書、294～296頁。

37) 「日本の教会の姿勢を問われる 韓国基督教長老会第五十回総会」『教団新報』第3466号、1965年10月16日（『関係史資料Ⅲ』、59頁）。

38) 同上、58頁。

代表3名を招待したい旨の書簡を送った。その結果、66年4月の来日が決まり、在日大韓基督教会との懇談（65年11月22日）の結果、合同委員会を組織することとなった³⁹⁾。

しかし、国交正常化が実現したとはいえ、自由で頻繁な人的交流が実現したわけではない。日本の海外渡航自由化が始まったのは前年の1964年であり、この頃の一般の日本人にとって海外渡航はまだ縁遠いものだった。また、韓国の海外渡航自由化は、日本から遅れること25年、民主化以後の1989年のことだった。さらに、大村勇の渡韓の際のビザ問題にみられるように、朴正熙政権は、国内の反政府運動に対する警戒から、出入国について厳しい管理体制を敷いていた。社会運動関係者が国境を越えて自由に行き来する状況からは程遠いものだった。

そうした状況ではあったが、個別具体的な問題を通して、日本の社会運動が韓国問題にアプローチする動きがみられるようになった。いくつか紹介しておこう。

ベ平連関連で、韓国に関連する問題として初めて取り上げられたのは、韓国軍脱走兵金東希の問題だった。金東希は、ベトナム派兵予定の韓国軍から脱走し、日本に密航したが、逮捕、拘留され大村収容所に収容された。1967年2月、京都ベ平連のメンバーである塩沢由典がテレビニュースで偶然知り、彼は、大村収容所に手紙を送った。その後の手紙のやり取りの相手は、実は金東希ではなく任錫均だったのであるが、それはともかく、これを契機にして京都金東希を守る会が立ち上げられた。韓国人脱走兵の存在を知っただけでなく、金東希が収容されていた大村収容所の存在についても知られるようになった。金東希及び大村収容所問題が当時の人びとのどのような問題意識と結びついていったのか、盧恩明は次のように指摘している。

「ベ平連の周辺で、加害者意識を日本の過去にまで拡張していく際に、脱走兵の金東希事件は重要な役割を果たした。まず、金の成長記や家族史は、戦

39) 「新局面を迎えた日韓両教会 韓国の三教会代表来日 教団に招かれて四月中旬東京へ」『教団新報』第3475号、1966年3月5日（『関係史資料Ⅲ』、120～121頁）。

前からの日韓関係の歴史にまでベ平連の認識の地平を広げた。さらに、金東希の『大村収容所からの手紙』が、67年12月、京都集会ティーチ・インで読まれた。このことは、大村収容所を含んだ『入管体制』の問題について、多くの人々の関心を引き起こした。」⁴⁰⁾

実際にベ平連は、69年3月には、ベ平連九州キャラバンの一環として大村収容所への抗議行動を行っている。また、同年7月、京都ベ平連の飯沼二郎は、朝鮮人社を立ち上げ、雑誌『朝鮮人』を創刊した。飯沼は、雑誌のサブタイトルを「大村収容所を廃止するために」とした。

韓国人被爆者問題への関心が向けられ運動が始まったのも1960年代後半のことだった。鄭美香によると、すでに「民団は1963年、組織内に「母国被爆同胞救援対策委員会」を設置し、1965年5月に在韓被爆者実態調査団を韓国へ派遣する。こうした様子が『中国新聞』に報道されることで、日本で初めて在韓被爆者の存在が知られる」⁴¹⁾ ことになったという。

そして、後の広島市長・平岡敬が、中国新聞記者として韓国人被爆者問題を取材し報じていったのも、65年体制発足とほぼ軌を一にしていた⁴²⁾。さらに、1968年10月には釜山在住の被爆者・孫貴達が原爆症治療の目的で日本に密入国し逮捕され、「日本メディアは、孫貴達事件を大きく報じ、在韓被爆者の存在がクローズアップされた。原水爆禁止日本協議会や山口原爆被害者福祉会館建設委員会などの市民団体が孫貴達を支援する運動を展開するなど、日本社会における在韓被爆者への関心が一気に増大した。」⁴³⁾

このような60年代後半の韓国問題への関心の生起と社会運動の始まりの背後には、日本の社会運動に

40) 盧恩明「ベ平連の反「入管体制」運動——その論理と運動の展開」九州大学政治研究室『政治研究』第57号、2010年3月、71頁。

41) 鄭美香「忘れられた被爆者——在韓被爆者の歴史と先行研究」『社会学論集』第30巻、2017年9月、19頁。

42) 小林聡明「在韓被爆者救護をめぐる日韓交渉：1960s～70s——問題の「発見」から日韓間の合意成立まで——」日本国際問題研究所『歴史系検討会論文集』2022年3月、4頁。

43) 同上、6頁。

における認識枠組みの変化があった。すなわち、「被害」者としての社会運動に対する「加害」者としての社会運動という視点の提起である。

先に述べたように、一般に、「加害」論は、1966年夏の日米市民会議での小田実の発言により広まった考えと言われている。しかし、注20で指摘したように、実際には小田の発言が「加害」論の始まりではない。それは運動関係者のなかで意識化、言語化されつつあった。しかも、当時の小田の「加害」論には植民地支配の視点が欠けていた。むしろ先に紹介した岸本和世牧師の言葉や尾山令仁牧師の「謝罪の旅」など、60年代における日本のキリスト者たちの言説に植民地支配に対する「加害」論の視点が含まれていた。さらに、ここで触れた大村収容所問題や韓国人被爆者問題に対する社会運動の対応に示されるように、アジアへの視点、あるいは植民地責任の視点は、社会運動のなかに萌芽的ではあるが確実に生まれつつあったのである。

5 むすびに——70年代への展望

以上論じてきたように、65年体制以前の時期においては極めて限られた人びとの往来しかなかった。65年体制発足は、「通常の」国家間関係の成立を意味するはずのものであったが、65年体制発足時点での日韓の社会運動においてはいくつもの認識の相違があった。また、65年体制発足により人びとの往来が頻繁になったわけでは必ずしもなかった。しかし、65年体制発足と前後して日本の社会運動の韓国問題への接近は萌芽的ではあるにしろ、確実に始まりつつあった。

上記の点を確認したうえで、70年代以降の運動とどのように関連するのか、65年体制の変容という観点から、いくつかの論点を提示して本稿を終えることにしたい。

70年前後には、65年体制自体が大きく変容し、日韓双方の社会運動をとりまく環境に変化が生じるようになった。最大の要因は、アメリカのベトナムからの撤退と対中国政策の転換を中心とする東アジア戦略の変化である。

周知のとおり、ベトナム戦争は泥沼化し、68年の

ジョンソン大統領の大統領選挙不出馬宣言、その後のニクソン政権成立のなかでアメリカはベトナムからの撤退を進めた。さらに70年代に入ると、それまで全面対立状態にあった中国との関係改善に乗り出すなど、アメリカの対東アジア政策が大きく変わっていくことになった。65年体制がベトナム戦争を中心としたアメリカの東アジア戦略と密接に結びついていたわけであるから、その成立条件自体が消失したことを意味していた。

65年体制の意味転換の影響は、韓国に対してより大きく作用した。朴正熙政権は、米中接近に象徴されるアメリカの東アジア戦略の転換が、韓国の孤立化を招きかねないという危機感を抱き、71年に維新体制へ移行し、その独裁政権の性格を強めた。すでに69年の大統領3選改選問題で朴正熙政権の永久執権化に危機感を抱いた韓国の社会運動は、反政府運動としての民主化運動を本格化させつつあった。それに加え、1970年の全泰壺焼身自殺事件などに象徴される労働運動や、都市貧民運動などのいわゆる民衆運動の隆起とも共鳴し合いながら、民主化運動が本格化することになる。和田が衝撃を受けた金大中拉致事件も、65年体制の意味転換と結びついた朴正熙政権、韓国の社会運動双方の急激な変化のなかで生じた出来事だったとすることができるだろう。

日本に目を転じると、60年代半ば以降の日本の社会運動の大きな柱であったベトナム反戦運動にとって、ベトナム戦争におけるアメリカの事実上の敗北は、社会運動にとっての大きな成果と捉えられた。それとともに、社会運動の課題について、様々な模索や試みが本格化していくこととなった。その模索や試みのなかには、60年代後半の日韓間の萌芽的な取り組みと一定の関連性を有するものもあり、70年代の環境変化のなかで、次のステップへと進んでいくことになろう。その一つが、日韓連帯運動であり、それは韓国民主化運動に対する国際的な支援の広がりの中の一環という性格を有していた。日韓連帯運動を中心とする70年代の社会運動の展開については、稿を改めて論じることにしたい。**

** 本稿は、JSPS 科学研究費補助金（基盤研究（C）（22K00900））による研究成果の一部である。